

令和3年4月吉日

家族様、利用者様

株式会社 四季の里  
代表取締役 岩田 祐和

介護報酬改定と新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価について

新型コロナウイルス感染症が未だ流行しており、まだまだ予断を許さず皆様におかれましては予防を心掛けて日々をお過ごしのことと存じます。

当事業所におきましても職員の健康管理、手指の消毒やマスクの着用、日々使用しております物品の消毒等、皆様に安心してご利用頂けるよう感染予防の対策を講じております。さて令和3年1月18日に厚生労働省社会保障審議会（介護給付費分科会）より**新型コロナウイルス感染症対策の一環として基本報酬に0.1%上乘せし加算する事を可能とする特例**が可決されました。

先にお伝えいたしましたような予防体制を維持した上で今後もサービス提供して参ります。が普段より多くの衛生用品や時間を費やしている状況でございます。

つきましては誠に勝手ではございますが**今回の特例に基づき一定期間（令和3年4月1日～令和3年9月30日迄）ご利用料金を変更させて頂きたくご案内を申し上げる次第**でございます。

また、**令和3年度に介護報酬改定がありましたので合わせてご案内を申し上げます。**

但し、この変更については事前にご担当のケアマネジャーと連携をし、皆様や家族様の同意を得て上乘せさせていただきます。

皆様にご満足いただけるよう、今後も更なるサービスの向上に努める所存でございます。諸般の事情をご賢察の上、ご了承下さいますよう謹んでお願い申し上げます。

以上